

公民館自主運営モデル事業の概要について

市民部市民センター改革推進室

1

目 次

1. これからの生涯学習とコミュニティセンター化について
2. ～公民館の現状～公民館の事務について
3. 公民館自主運営モデル事業の見直しについて
4. 公民館・コミュニティセンター運営イメージ図
5. (仮称)公民館運営委員会について
6. 公民館管理運営業務の受託者の事務について
7. コミュニティセンター移行後の生涯学習支援

2

これからの生涯学習とコミュニティセンター化について

これまでの生涯学習

自己の充実・啓発や生活の向上など個人としての生きがいづくりが中心

これからの生涯学習

- ◆ 全ての市民が、生涯学習を通じて自己実現を図り、学習の成果を自身やまちのために生かす
- ◆ 市民、団体、事業者、行政などの多様な主体が協働し、様々な課題解決に取り組む

生涯学習を通じた自主自立のまちづくりの実現

公民館をコミュニティセンター化し、
まちづくり活動を実践するための拠点施設として活用

3

～公民館の現状～

公民館の事務について①

(1) 社会教育法第22条に掲げる事業の実施に関する事

(2) 人権学習及び生涯学習の推進に関する事

(3) 各種団体及び公民館相互の連絡調整に関する事

(4) 行事の共催及び後援に関する事

(5) 公民館の設備及び備品の維持管理に関する事

(6) 公印の保管に関する事

4

～公民館の現状～

公民館の事務について②

(1) 社会教育法第22条に掲げる事業の実施に関すること

・ 定期講座の開設

地域人材育成事業

地域を学ぶ(歴史・文化 等)、健康づくり、実用講座(料理教室、パソコン教室等)、仲間づくり講座(コラージュ作り、剪定講座 等)

子どもの居場所づくり事業

放課後子ども教室、土日対策、夏休み講座、親対象(ママのヨガ・ストレッチ 等)、乳幼児及び保護者対象(読み聞かせ、工作、子育て相談 等)

高齢者生涯学習推進事業

講演・コンサート、健康講座(健康ウォーキング、県料理教室 等)、実用講座(大人のマナー講座 等)、仲間づくり講座(うた声サロン、陶芸教室 等)

おおつ学びのマルシェ事業

近江百人一首を読み解く、唐橋焼陶芸体験、びわ湖真珠の魅力、 等

近隣公民館協同事業

日常生活を豊かにする楽しい話し方講座、昭和の遊びを楽しもう 等

5

～公民館の現状～

公民館の事務について③

(1) 社会教育法第22条に掲げる事業の実施に関すること

・ 図書、資料等の整備及び利用

図書や資料・学習教材の整理及び貸し出し

・ 地域各種団体との連絡調整

各種団体の年間行事確認などの連絡調整、各種事業に対する協力依頼、利用者団体の登録・情報修正、貸室の年間調整、地域還元活動における助言 など

・ 貸館に係る業務

貸室相談、貸室予約、使用許可申請受付、鍵の受け渡し、貸室等の使用料の徴収、収納及び減免 など

・ その他

公民館だより等での情報発信 など

6

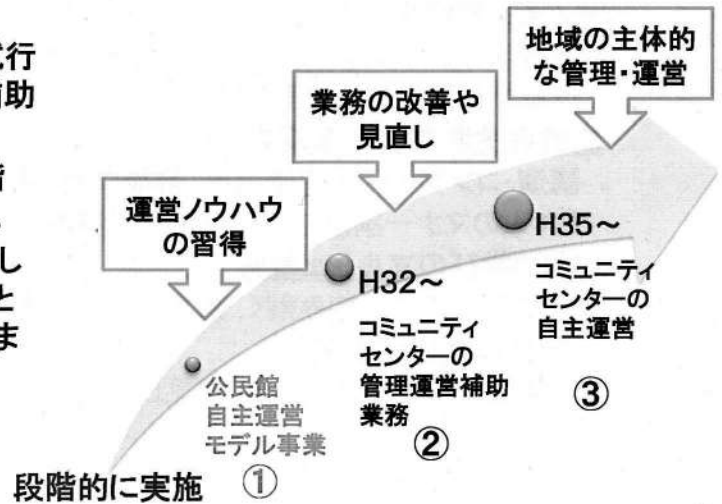
公民館自主運営モデル事業の目的と見直しについて

公民館自主運営モデル事業の目的

公民館のコミュニティセンター化にあたり、地域がより自由かつ主体的に管理・運営できるよう、公民館業務の改善や見直し、運営ノウハウの習得を目的として実施します。

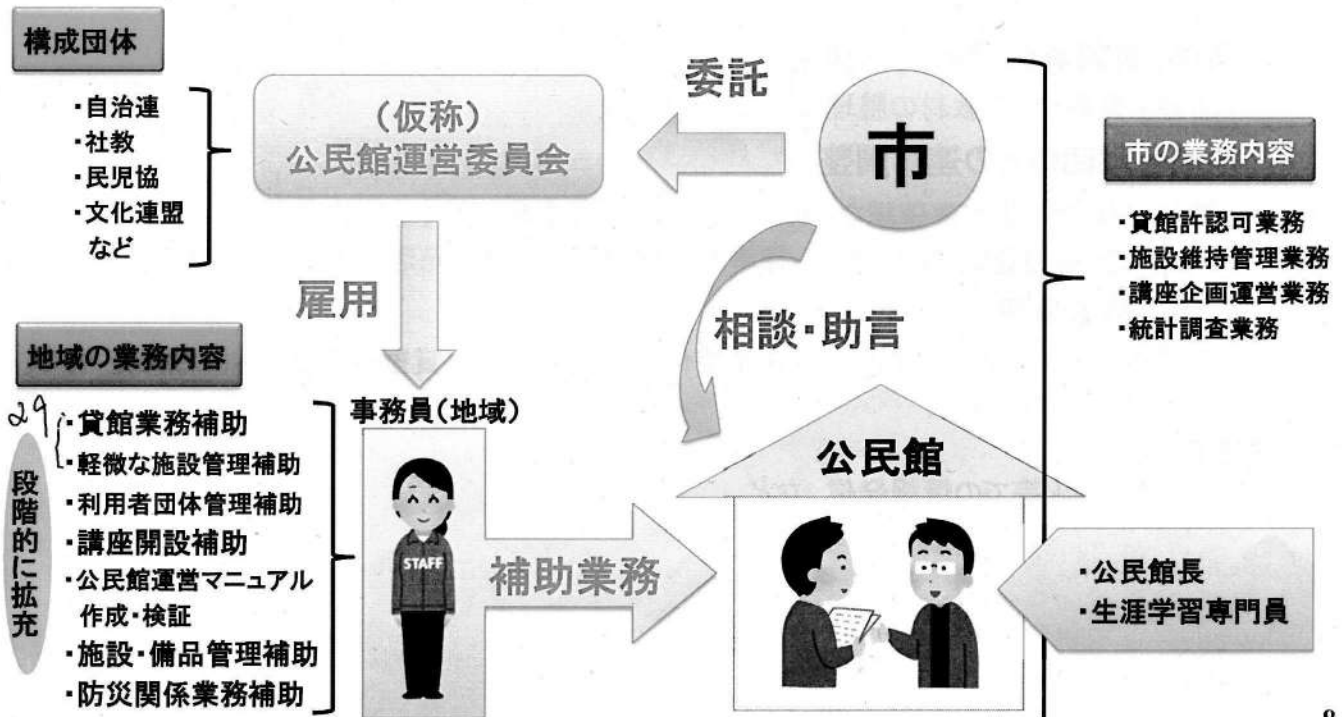
平成29年度当初からの見直し点

- ◆ 臨時職員の雇用に代わる方法として、試行的に地域の団体へ公民館の管理運営補助業務を委託します。
- ◆ 地域の主体的な管理・運営に向け、段階的に管理補助業務の範囲を拡大します。
- ◆ 公民館の管理運営補助業務の委託先として、自治連合会や各種団体等を構成員とする(仮称)公民館運営委員会を検討します。



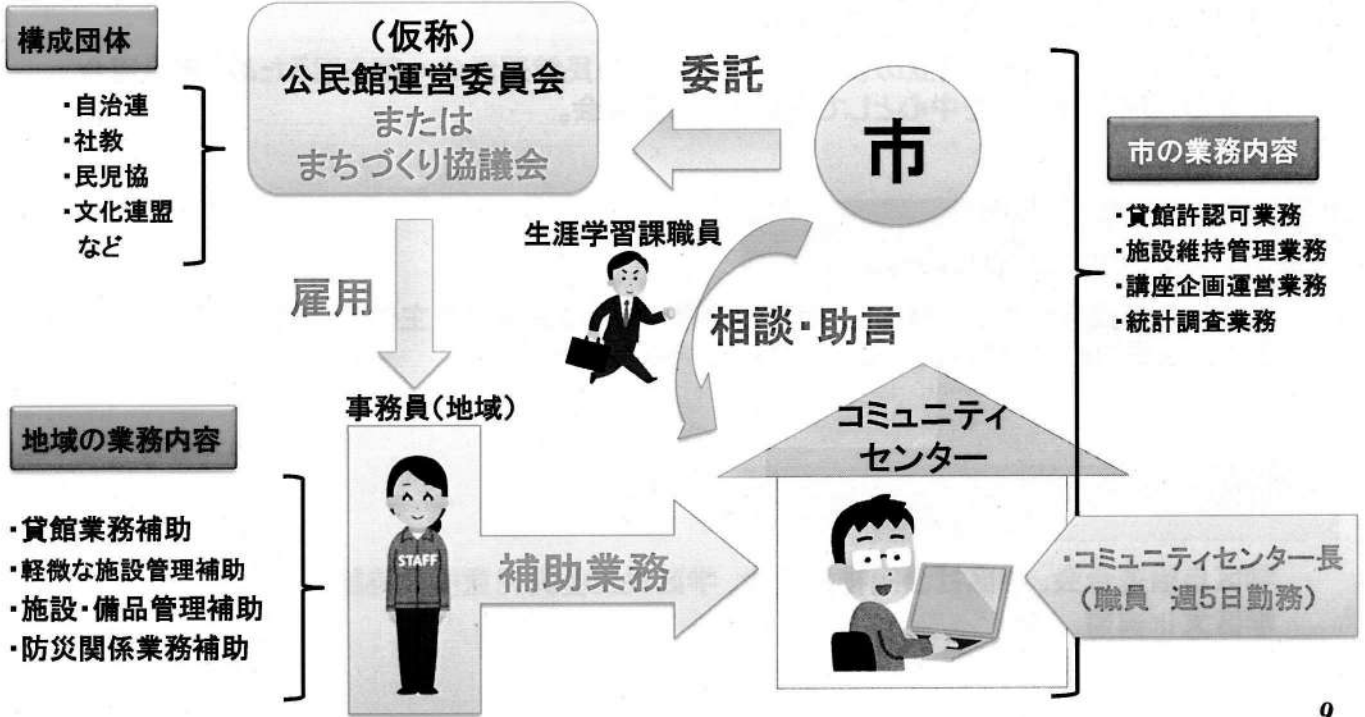
① 公民館自主運営モデル事業イメージ図

平成29年度～31年度（モデル学区）



②コミュニティセンター管理運営補助業務イメージ図【参考】

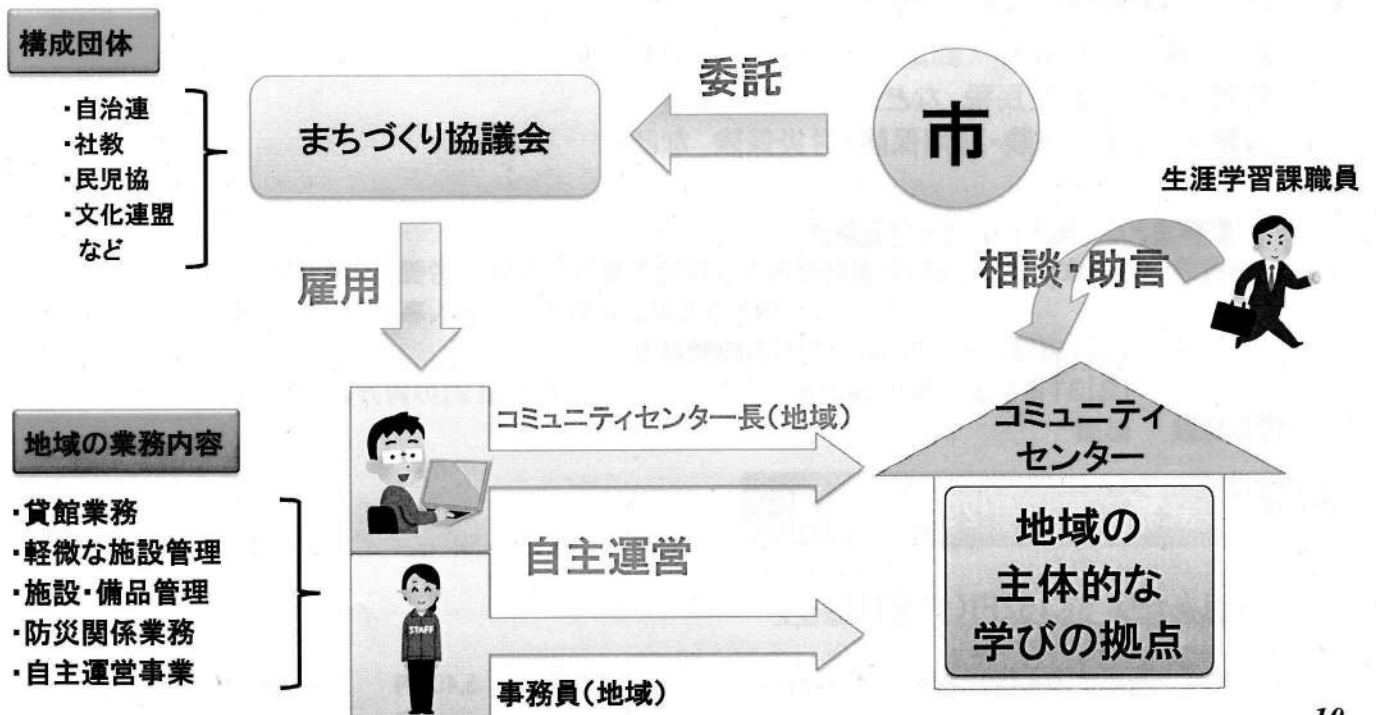
平成32年度～34年度（36学区）



9

③コミュニティセンター自主運営イメージ図【参考】

平成35年度以降（36学区）



10

(仮称)公民館運営委員会について

(仮称)公民館運営委員会とは・・・

地域特性に応じた自主自立のまちづくりに向け、公民館運営の一部を担うため、自治連合会等の地域各種団体を中心として構成される委員会。

委員会の目的

地域の各種団体が中心となって、相互の連携により公民館等を主体的に管理・運営し、全ての住民にとって住み良いまちづくりに寄与すること

構成団体

学区自治連合会、学区社会福祉協議会、学区民生委員児童委員協議会、学区文化連盟 等

11

公民館管理運営業務受託者の事務について

業務受託者事務

- ◆ 雇用・給与支給事務（勤怠管理、給与の支払い など）
- ◆ 税務（所得税・住民税 など）
- ◆ 労務※1（社会保険・雇用保険・労災保険 など）

※1 事業主として加入が必要となる条件

社会保険 1日または1ヶ月の労働時間および所定労働日数が通常労働者の4分の3以上
※常時5人以上を雇用する個人事業所は強制適用

雇用保険 【1】1週間の所定労働時間が20時間以上

【2】31日以上の雇用見込み

※【1】【2】の両方を満たす場合

労災保険 必須

委託料の算定(H29年度)

1ヶ月あたり 64,152円(消費税込み)

(内訳) 人件費 @6,750×8日(週2日勤務)=54,000円 事務管理費 5,400円 (+消費税分)

12

コミュニティセンター移行後の生涯学習の支援(イメージ図) (H32年度以降)

コミュニティセンターでは、地域の主体的な学びが基本となります。
教育委員会では、地域の主体的な学びを支援します。

